

第7章 都市機能及び居住の誘導を促進する施策の設定

各誘導区域への都市機能及び居住の誘導を促進するため、以下の誘導施策に取り組むこととします。

7.1 都市機能の誘導に係る施策

(1) 空き家・空き店舗の有効活用

竹田地区中心部や、玉来地区の豊後街道沿いなど、まちなかに多く存在する空き店舗に関して、商店の誘致や、事業者の新規参入を促進し、スタートアップ(起業・創業)の起点となるような、町の活性化に寄与する商業機能の活性化を図ります。

(2) 高齢者や子どもなど幅広い世代が集うことのできる空間の充実

竹田地区中心部における一団の空き店舗を再生・活用し、高齢者や子育て世代など幅広い世代が集うことのできる、コミュニティの活性化に資する交流拠点を設けます。

拠点は、世代間交流だけでなく、託児や買い物支援など、各世代のニーズをとらえたサービスの提供を行う場としても機能し、「福商連携のまちづくり」を推進します。

○関連事業

福商連携のまちづくり推進事業

(3) 歴史的まちなみを構成する市街地景観の保全・維持向上

竹田地区中心部における旧城下町の景観を維持するため、まちなみを形成する民家や店舗の修景や、民地を活用した風情ある「通り抜け路地」の整備を促進します。また、必要に応じて、まちなかに残る伝統的建造物の保存修理を推進します。

○関連事業

街なみ環境整備事業、通り抜け路地整備事業、伝統的建造物改修事業

(4) 交流空間としての公共施設の活用

グランツたけた、城下町交流プラザなど中心市街地に整備された公共施設を活用し、市民及び外部との交流を図る機会の創出を促進し、都市機能誘導区域を中心とした活力の向上を図ります。

(5) 合併処理浄化槽への転換

生活排水処理率を向上させ、中心市街地の基盤を強化するため、合併処理浄化槽の整備を促進します。都市計画区域(七里コミプラ区域を除く)内における、店舗・宿泊施設・集合住宅で単独処理浄化槽、くみ取り便槽を使用している個人・法人に対しては、一定の要件を満たせば予算の範囲内で合併処理浄化槽へ転換の補助金を交付します(新築は除く)。

○関連事業

市町村設置型合併処理浄化槽推進事業、竹田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

(6)都市再生推進法人の組成

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良な団体を指定し支援を講じることで、低未利用地の有効活用に向けた仕組みづくりを構築し、土地の適正な管理及び有効活用を進め、身の回りの公共空間を創出します。

また、クリエイティブな活動に取り組む起業家を育む環境づくりや、新たな雇用創出等を通じた賑わいの再生など、ハードとソフトが連携した取組みを促進します。

○関連事業

(仮称)都市再生推進法人支援事業

(7)公共交通の維持・充実

竹田東部(旧城下町)地域と竹田西部(玉来・拝田原)地域の2地域を、公共交通間の乗り継ぎ利便性を確保しつつ、中心市街地の周遊利便性を向上するような都市内交通の導入を検討し、本市の基幹的公共交通路線の充実を図ります。

定時定路線運行を行う路線バス・コミュニティバスにより、中心市街地と市内各地域を結ぶ幹線的な移動を担いながら、その補完的なサービスとしてデマンド交通や、地域コミュニティとの連携による新たな移動サービスの導入等、移動ニーズに応じて適宜見直しを行いながら、移動手段の維持・改善を図ります。

また、観光目的での来訪者の回遊手段を確保するため、交通結節点からの二次交通の手段として、期間限定の不定期便の運行や、グリーンスローモビリティの導入など、観光協会や観光施設などの実施主体と連携した利用促進策を検討します。

○関連事業

(仮称)中心市街地周遊交通導入に関する事業

地域公共交通確保維持改善事業

(仮称)二次交通導入に関する事業

(8)JR 豊後竹田駅 駅前広場及び駅周辺整備の推進

JR豊後竹田駅の駅前広場及び駅周辺の整備を推進し、鉄道との交通結節機能向上、パークアンドライド機能の充実、及び本市の玄関口としての拠点性・利便性の向上を図ります。

また、駅周辺は、竹田市景観計画で定める眺望景観エリアに属しており、その利点を最大限に発揮するため、駅を拠点に駅前の空間から城下町エリアへ歩いて散策のできる人の流れを誘導し、市民・来街者の滞留・交流を通じて賑わいを創出します。

○関連事業

(仮称)豊後竹田駅前広場及び駅周辺整備事業

7.2 居住の誘導に係る施策

(1) 空き家の有効活用と更新

居住誘導区域内に存在する空き家を改修し、移住希望者等の居住に応えられる居住環境を創出します。また、老朽具合が激しく活用の難しい空き家については除却を促進し、新たな土地利用を行うための用地を創出します。

○関連事業

空き家改修事業、老朽危険空き家等除却促進事業

(2) 区域内における住宅の整備・誘致

居住誘導区域内における老朽化した空き家等の解体・除却後の用地や空き地等に、新たに賃貸住宅を整備するとともに、老朽化した賃貸住宅を更新することにより、地区内の居住人口の増加を図ります。

○関連事業

民間賃貸住宅建設促進事業、定住促進住宅取得事業

(3) 移住・定住希望者への空き家マッチングの支援

一般社団法人竹田市移住定住支援センターが実施する空き家バンクの運営や、移住定住促進事業、ホームページ「+build.」による情報発信等を通して、空き家を貸したい人と移住・定住希望者のマッチングの支援を行います。加えて、空き家購入者に対しては、改修に必要な費用の一部を助成します。また、空き家所有者に対して空き家バンクの登録を促進することにより、空き家の流通の活性化を促進します。

竹田市への移住希望者を対象に、お試し暮らし短期滞在により竹田の暮らしを知ってもらい、移住後の生活イメージを身近に感じていただく取組を推進します。

○関連事業

移住定住促進事業、竹田市空き家活用奨励金、竹田市空き家改修事業補助金、竹田市お試し暮らし短期滞在費助成事業

7.3 空き地の利活用に関する施策

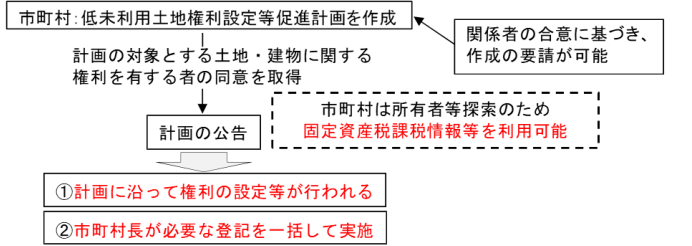
特に竹田地区(旧城下町)においては、空き家・空き店舗のほか、小規模な空き地が散在しています。このような低未利用地の利用促進を図るため、国の「低未利用地土地権利設定等促進計画制度」の活用により、低未利用地の集約の促進や有効活用を検討します。

低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設

＜概要＞(立地適正化計画の誘導区域が対象)

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

＜制度フロー＞



支援措置

【税制】

(登録免許税)計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減

⇒ 地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)

所有権の移転登記(本則2%→1%)

(不動産取得税)計画に基づく一定の土地の取得について軽減(課税標準の1/5控除)

※市町村が計画を作成し公告した場合には、円滑な特例手続きを進めるため、都道府県の課税部局に情報提供をお願いします。

＜制度活用イメージ＞



出典:立地適正化計画策定の手引き(国土交通省)

7.4 届出制度

(1) 都市機能誘導に関する届出制度

① 都市機能誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第108条第1項)。

なお、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第108条第3項)。

また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に関する都市機能誘導区域内の土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第108条第4項)。

■ 都市計画誘導区域外での届出が必要となる行為 ■

開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

② 都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休廃止する場合は、休廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となります。

■ 誘導施設一覧 ■

機能	誘導施設
行政機能	市役所
	国・県の出先機関
商業機能	スーパーマーケット等
金融機能	銀行・信用金庫等
	郵便局
医療機能	病院
	診療所
教育・文化機能	図書館
	文化ホール
観光・交流機能	交通結節点(交通・観光・交流等拠点)

※各誘導施設の定義は、P65を参照

(2) 居住誘導に関する届出制度

① 居住誘導区域外で開発・建築等行為を行う場合

居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります(都市再生特別措置法第88条第1項)。

なお、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます(都市再生特別措置法第88条第3項)。

また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についての斡旋その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(都市再生特別措置法第88条第4項)。

■ 居住誘導区域外での建築等の届出が必要となる行為 ■

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例:寄宿舍、有料老人ホーム等)
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例:寄宿舍、有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

第8章 防災指針

8.1 防災指針の基本的な考え方

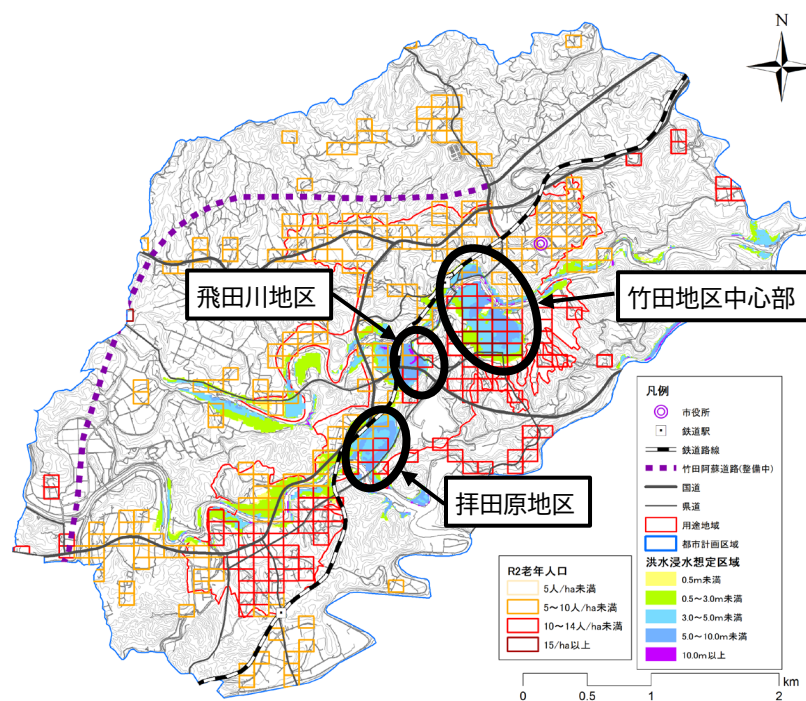
本市の都市計画区域において考えられる災害リスクを踏まえ、防災上の課題を分析し、竹田市地域防災計画をはじめとする防災に関する計画と整合を図りながら、災害に強く安全な市街地の形成を推進するための防災・減災施策を策定します。

8.2 災害リスク分析

(1) 水害リスク

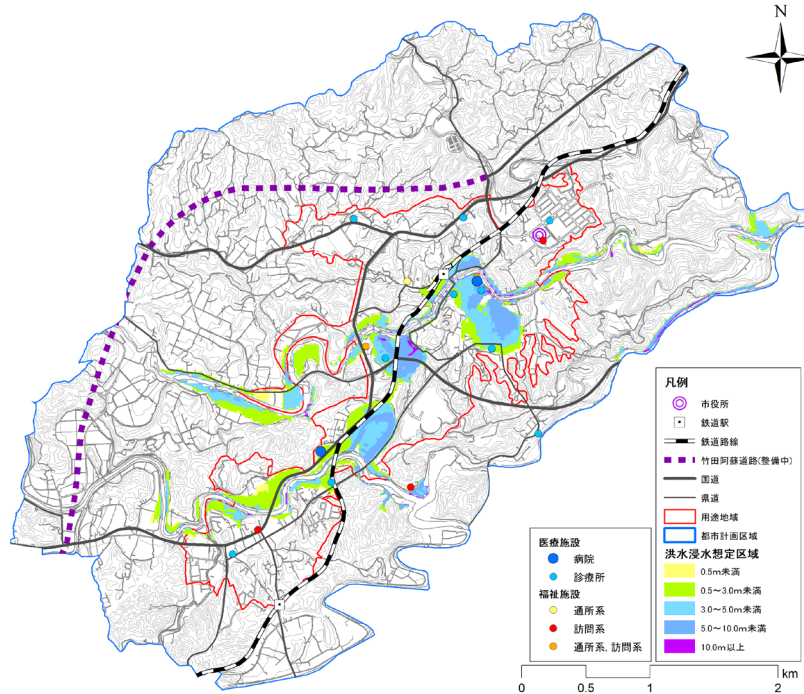
洪水浸水想定区域(想定最大規模)と2020年老年人口の100mメッシュを重ね合わせたところ、竹田地区中心部や飛田川地区(JRより東側)、拝田原地区において、想定浸水深が大きく、かつ高齢者の人口密度が高いエリアが広がっています。

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と老年人口メッシュの重ね合わせ ■



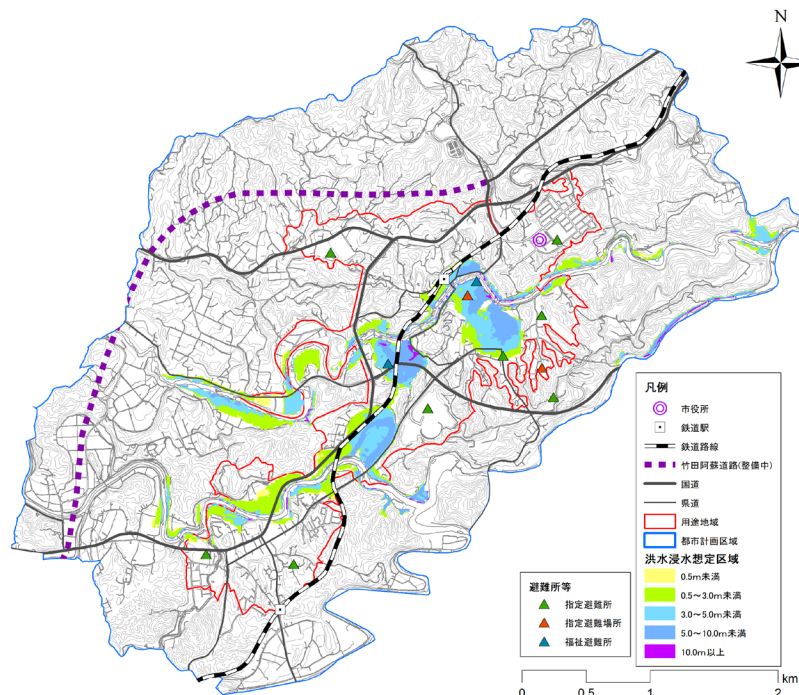
洪水浸水想定区域(想定最大規模)と医療施設、福祉施設の分布を重ね合わせたところ、7か所の病院・診療所が浸水想定区域内に含まれています。一方、福祉施設は、浸水想定区域外に立地しています。

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と医療・福祉施設の重ね合わせ ■



洪水浸水想定区域(想定最大規模)と避難所等の分布を重ね合わせたところ、指定避難所と指定避難場所が各1か所、福祉避難所が2か所、浸水想定区域に含まれています。

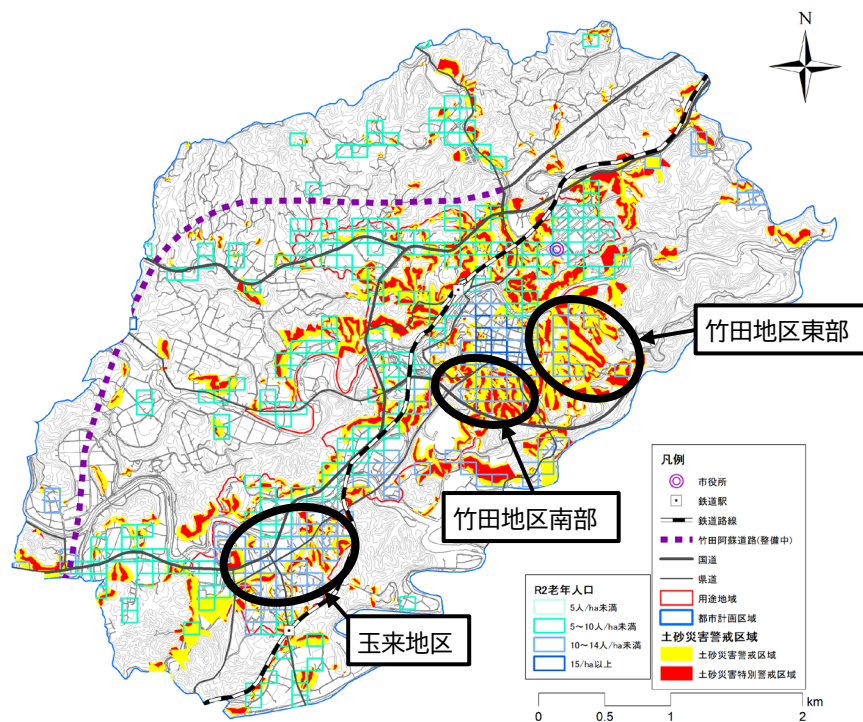
■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と避難所等の重ね合わせ ■



(2)土砂災害リスク

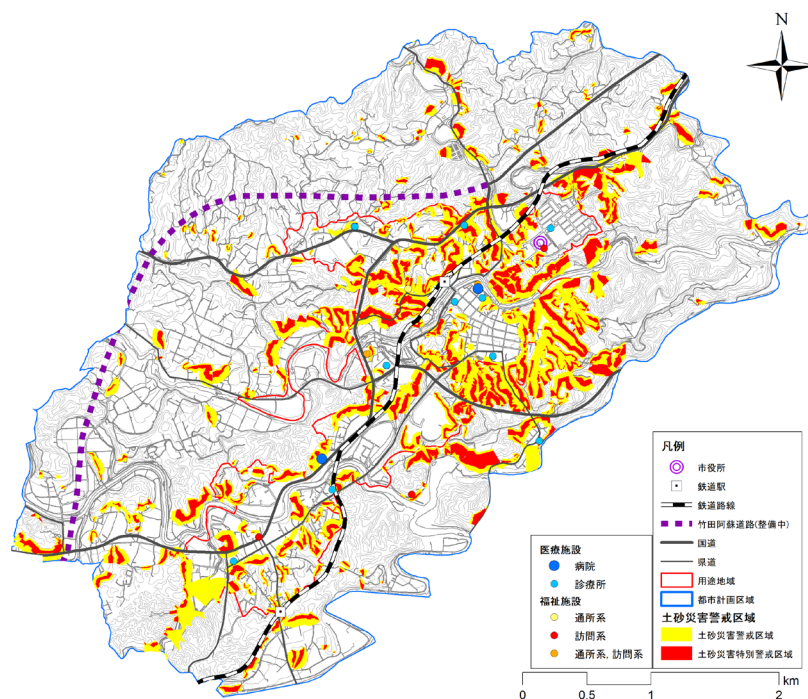
土砂災害警戒区域と2020年老年人口の100mメッシュを重ね合わせたところ、中心市街地の南部や東部、玉来地区などで、老年人口が比較的多いエリアの中に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布しており、高齢者の避難の面ではリスクが潜んでいます。

■ 土砂災害警戒区域と老年人口メッシュの重ね合わせ ■



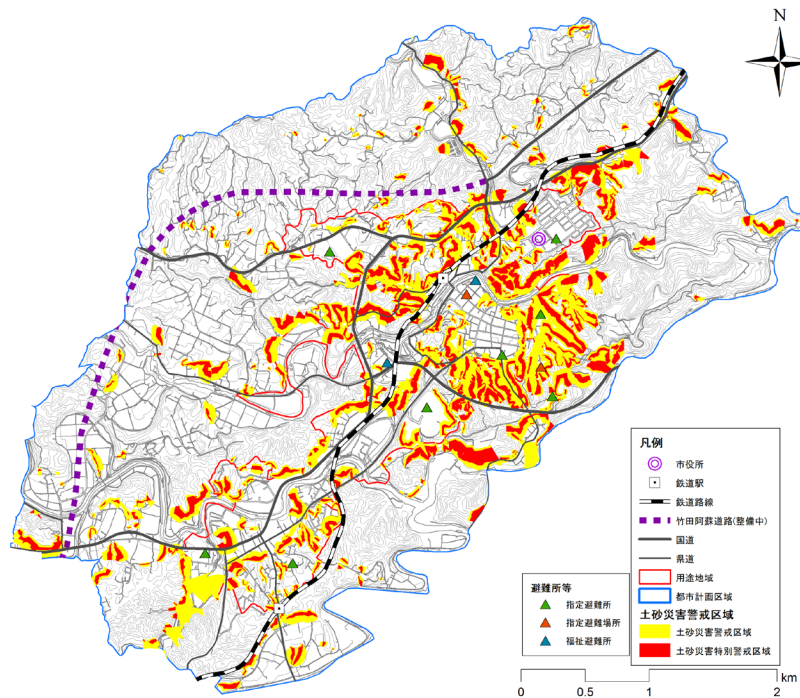
土砂災害警戒区域と医療施設、福祉施設の分布を重ね合わせたところ、病院・診療所のうち3か所が土砂災害警戒区域内に含まれています。また、区域外の医療施設や福祉施設も、平地部が少ない地形特性から、土砂災害警戒区域に接している施設が大半を占めています。

■ 土砂災害警戒区域と医療・福祉施設の重ね合わせ ■



土砂災害警戒区域と避難所等の分布を重ね合わせたところ、指定避難所が2か所、指定避難場所が1か所、土砂災害警戒区域に含まれています。それ以外の避難所等も、土砂災害警戒区域に接している施設が少ないため、注意が必要であるといえます。

■ 土砂災害警戒区域と避難所等の重ね合わせ ■



(3)地震リスク

本市で想定する地震としては、南海トラフ巨大地震、中央構造線断層帯による地震、日出生断層帯による地震、万年山－崩平山断層帯による地震、周防灘断層群主部による地震、プレート内地震としています。

大分県が実施した「大分県地震津波被害想定調査」によると、上記震源域から想定される本市の最大震度は、以下のとおりとしています。

■ 大規模地震により想定される最大震度 ■

区分	南海トラフ 巨大地震	中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山 崩平山 断層帯	周防灘 断層帯	プレート内
竹田市	6弱	5強	5強	6弱	4	6弱
大分県内 最大震度	6強	7	7	7	6強	6強

出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

これらの地震による人的被害は、本市では発生しないと想定されています。また、建物被害は以下のとおりとしています。

■ 大規模地震により想定される本市の建物被害 ■

区分	南海トラフ 巨大地震	中央構造線 断層帯	日出生 断層帯	万年山 崩平山 断層帯	周防灘 断層帯	プレート内
全壊・消失	29	8	1	4	0	13
半壊	97	35	6	18	0	54

出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

■ 【参考】全壊・半壊の定義 ■

被災度	判定基準
全壊	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
半壊	住家はその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。

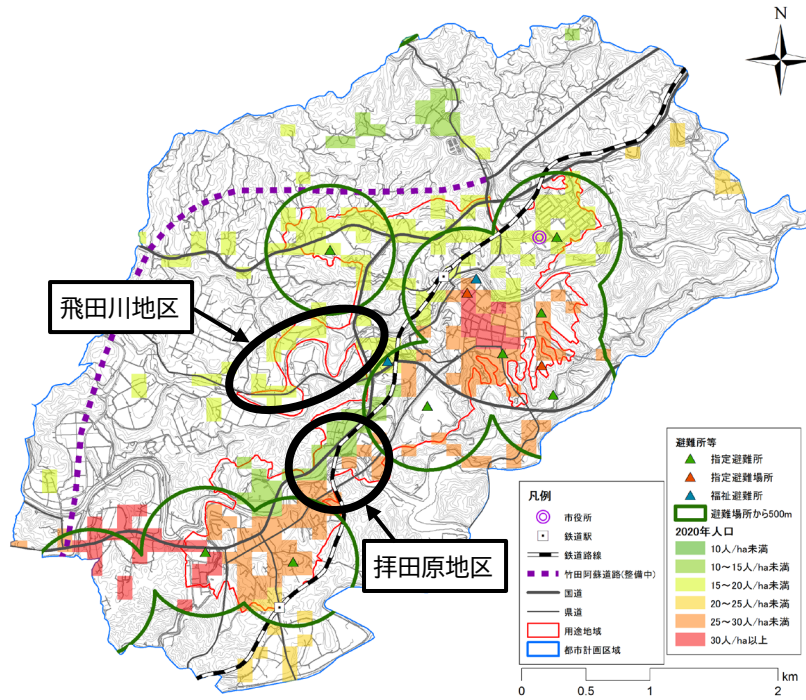
出典：大分県地震被害想定調査(平成 31 年公表版)

(4)避難に関するリスク

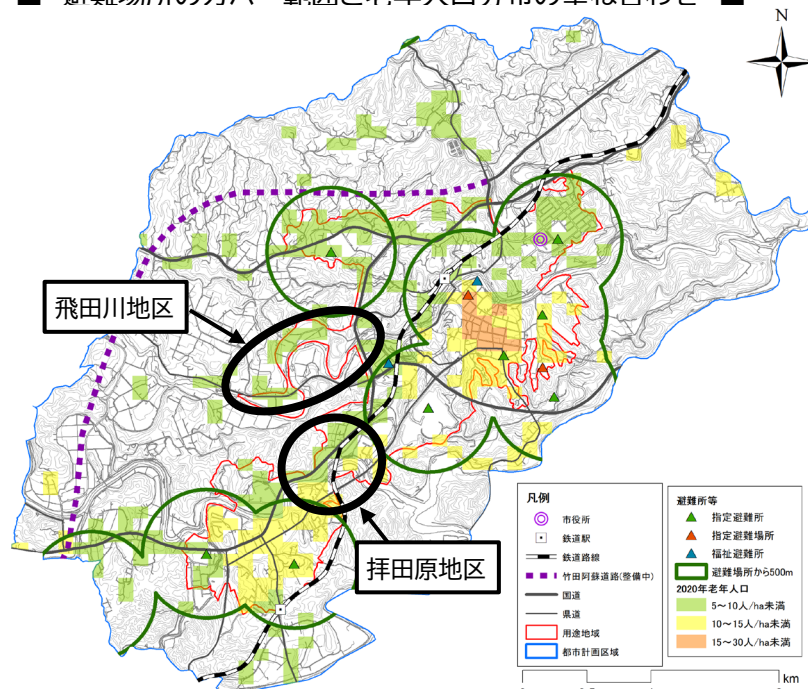
拝田原地区及び飛田川地区は、半径 500m 以内に避難場所がなく、人口集積が大きいため、避難に関するリスクが高い地区となっています。特に、拝田原地区は、国道 57 号沿いの商業施設等を訪れる人々が多く、来訪時に大規模地震に見舞われた場合は、避難の困難な状況が生じる恐れがあります。

また、飛田川地区は、宅地に急傾斜地が近接している箇所が多く、大雨時などは土砂災害の危険が高いため、他地区よりも早めに避難行動を起こす必要があります。

■ 避難場所のカバー範囲と人口分布の重ね合わせ ■



■ 避難場所のカバー範囲と老年人口分布の重ね合わせ ■



※避難所から半径 500m をカバー範囲とする根拠は、国土交通省「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」(H17.2)において、一次避難地の誘致距離を 500m 程度としていることによる。

※福祉避難所は、一般の避難の用に供する施設ではないため、カバー範囲の割り出しの対象としない。

8.3 防災まちづくりの課題

(1) 水害リスクに対する課題

竹田地区中心部や飛田川地区の一部、拝田原地区においては、想定浸水深が大きく、高齢者の被災リスクが高いため、早めの避難を促すための対策が必要です。

病院・診療所の中には、浸水想定区域内に立地している施設があるため、入院患者の避難対策等の検討が必要です。

避難所等の中には、浸水想定区域に含まれているものもあるため、降雨時に水害リスクのある避難所へ避難しないよう、住民に周知しておく必要があります。

(2) 土砂災害リスクに対する課題

竹田地区中心部や玉来地区においても、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が多く分布しており、高齢者の被災リスクが高いため、早めの避難を促すための対策が必要です。

病院・診療所の中には、土砂災害警戒区域内に立地している施設があるため、入院患者の避難対策等の検討が必要です。

避難所等の中には、土砂災害警戒区域に含まれているところもあるため、降雨時や地震直後に、土砂災害リスクのある避難所へ避難しないよう、住民に周知しておく必要があります。

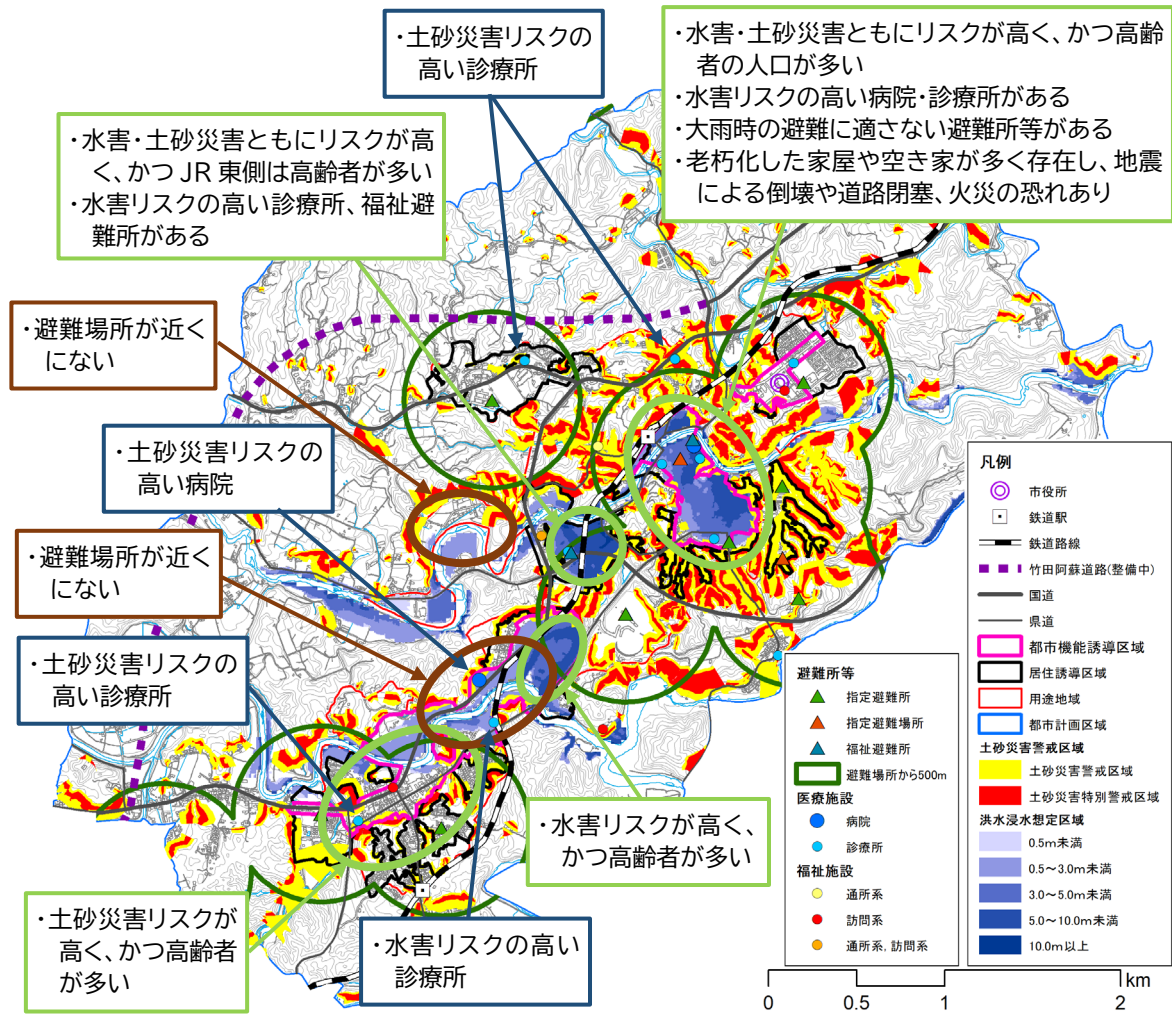
(3) 地震・火災リスクに対する課題

本市は、南海トラフ巨大地震など震度6弱の揺れが想定される地震の発生リスクを有しています。そのため、建物の耐震化や避難路の確保、火災が発生した際の延焼遮断空間の確保など、直接死を防ぐための対策を図る必要があります。

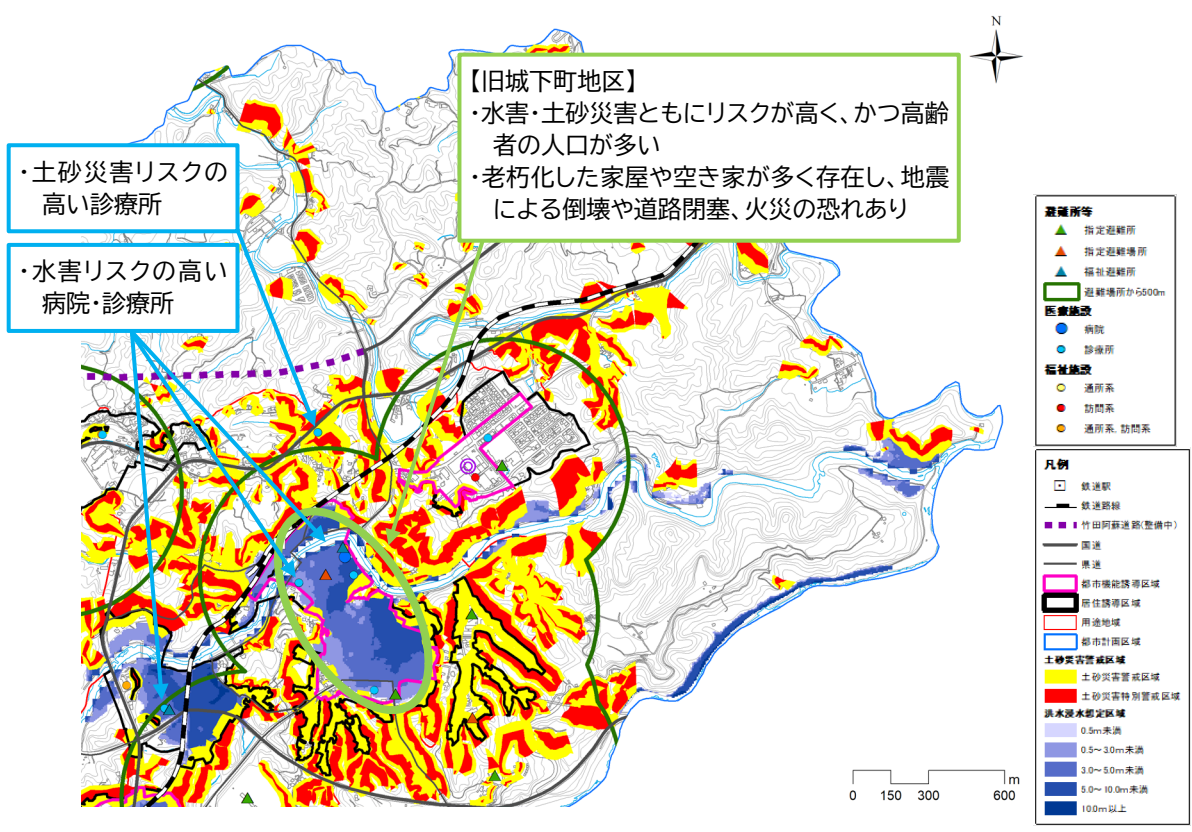
(4) 避難のリスクに対する課題

人口や都市施設の集積が大きい避難場所のない地区があり、地震や大雨の際の迅速な避難行動に支障をきたす恐れがあります。

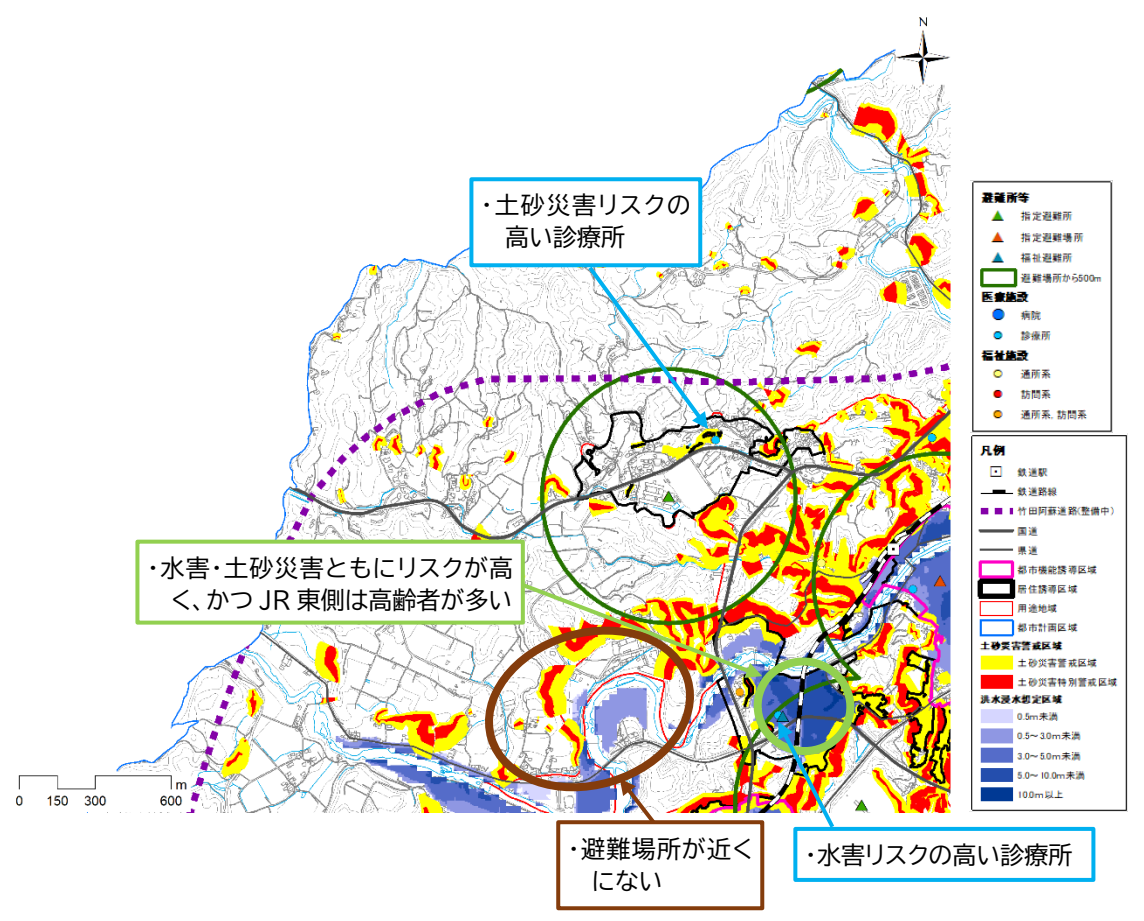
■ 災害リスクの課題図 ■



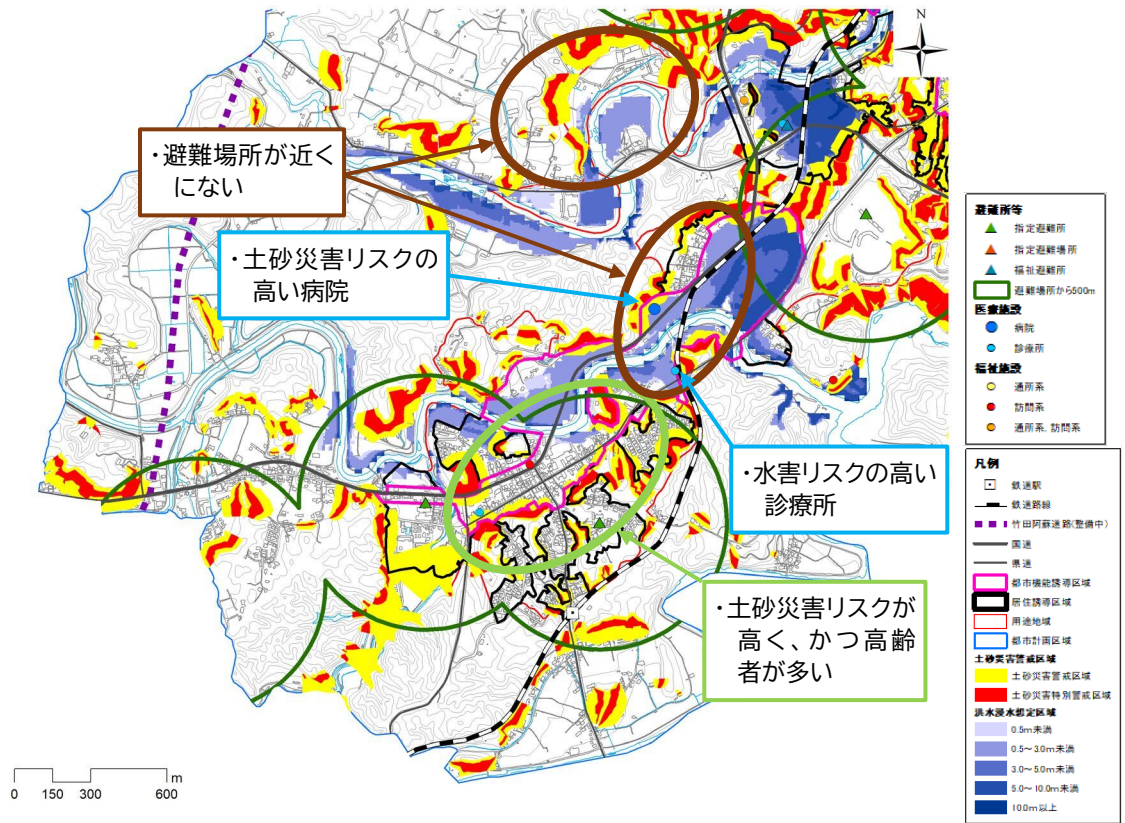
■ 災害リスクの課題図 拡大図①(竹田地区) ■



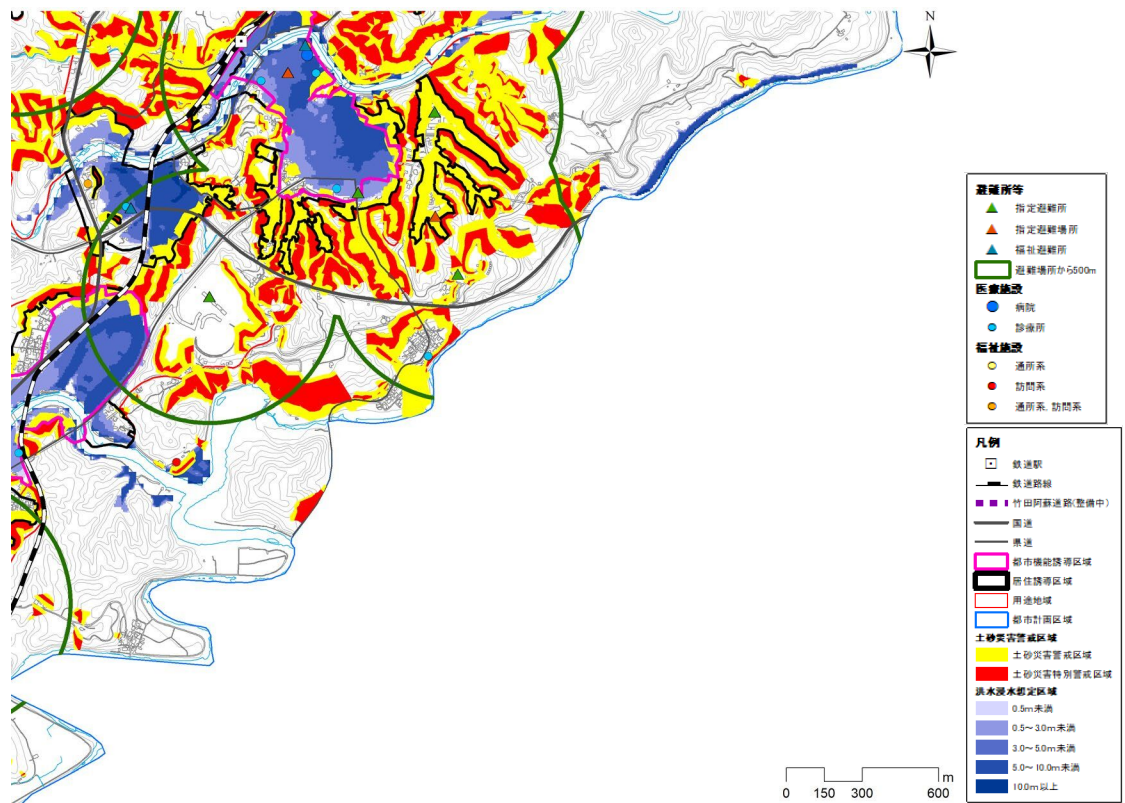
■ 災害リスクの課題図 拡大図②(豊岡地区) ■



■ 災害リスクの課題図 拡大図③(玉来・松本地区) ■



■ 災害リスクの課題図 拡大図④(竹田地区南部) ■



8.4 防災まちづくりの方針

防災まちづくりの課題に基づき、「竹田市地域防災計画」や「竹田市国土強靱化地域計画」等と整合・連携を図りながら、以下の目標の実現に向けた取組を総合的に推進します。

防災まちづくりの目標

安全に安心して住まうために、みんなで取組む災害に強いまちづくり

(1) 水害リスクに対する取組方針

- 県による玉来ダムの整備を促進し、上流部での洪水調節や治水対策の強化を図ります。
- 玉来川に河川水位監視カメラを設置し、河川の水位をリアルタイムで監視することで、住民や関係機関等へいち早く情報提供を行い被害の防止を図ります。
- ため池の決壊による災害発生を防止するため、緊急ため池整備事業等を計画的に推進するとともに、ハザードマップの作成や防災情報伝達体制の整備等のソフト対策も併せて推進します。
- 堤防護岸・水門・樋門等の施設は、出水期に備え見回りをを行い、維持管理に努めます。

(2) 土砂災害リスクに対する取組方針

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)について、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を計画的に実施することで、土砂災害の防止に努めます。
- 土砂災害の危険性が高い急崖部などの斜面地等については、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地の整備を推進します。
- 県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備や砂防工事等に、積極的に協力します。
- 危険箇所については、住民へ広報誌等を通じて周知するとともに、点検・補強事業及び土砂災害防止法に基づく警戒体制の整備を図ります。
- 斜面災害危険箇所の事前把握を行い、斜面崩壊や地すべりの前兆が現れたとき、直ちに関係機関に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう、初動マニュアルを整備します。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進します。

(3) 地震リスクに対する取組方針

- 中心市街地の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化等を推進します。また、必要に応じて都市防災構造化対策に関わる計画を策定します。
- 建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や融資制度を活用し、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化を促進します。
- 老朽危険空き家に関しては、地震による倒壊や、火災時の延焼の可能性を考慮し、所有者

- への連絡や除却費用の一部補助などの対策を講じ、安全対策を強化します。
- 学校、病院、工場等の特殊建築物等については、それぞれの所掌機関が相互に密接な連携と強力のうち、その防災環境の整備を推進します。
 - 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進します。
 - 予想される地震火災に対応できるよう、市街地における消防水利や耐震性貯水槽等の計画的な整備を推進します。
 - 緑地協定等による市街地において、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進します。
 - 上下水道施設の災害予防として、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図ります。
 - 一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、避難所標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化します。

(4)火災リスクに対する取組方針

- 老朽木造住宅が密集する地域の建築物の不燃化を推進します。
- 建築物の不燃化を図るため、建築の確認措置や融資制度を活用し、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化を促進します。
- 老朽危険空き家に関しては、火災時の延焼の可能性を考慮し、所有者への連絡や除却費用の一部補助などの対策を講じ、安全対策を強化します。

(5)その他ハード面での取組方針

①交通施設の整備・維持管理

- 交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの充実、市域内道路の整備促進を図り、災害時の交通ネットワークの多重性、代替性の確保に努めます。
- 災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進します。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を調査し、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を推進します。
- 災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を推進します。
- 災害発生時におけるトンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所について、トンネルの補強を推進します。

②ユニバーサルデザイン化による避難の円滑化

- 避難地、避難路となる道路、公園等においては、段差を解消し、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難に配慮します。

(6)ソフト面での取組方針

①地域の自主防災活動の支援

- 自主防災組織の要として活動できる防災士(防災リーダー)の育成・強化を図るため、講座・研修の実施等による支援を行います。
- 自主防災組織と自治会、消防団等の連携に向けた防災啓発の促進を行うため、自主防災組織が実施する防災まちあるきや災害図上訓練等の活動を支援します。
- 自主防災組織が活動ノウハウを習得するための支援を行います。
- 自主防災組織や自治会と連携し、住民の安否確認の支援等を行います。
- 若年層の消防団員の確保に向けて、関係機関に対する協力要請等を通じて消防団への加入を促進するとともに、消防団の資質向上のため、教育・訓練の充実を図ります。
- 消防団員の知識・技能等について、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進めます。
- 地域における避難計画づくりの支援や、住民や事業者による地区防災計画策定等手続きの支援を行います。
- 自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等と連携し、災害に備えた防災訓練を実施することで、地域防災計画・防災活動初動マニュアル等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を図ります。また、訓練実施後に結果を検証し、防災訓練の実効性を確保します。

②防災教育・啓発

- 大規模災害時などに自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識の習得及びそれに基づく的確な判断、迅速な行動がとれる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進します。
- ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進します。
- 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動の充実を図ります。
- 地域等における防災啓発を推進することで、災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにします。なお、防災啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとします。
- 市内の事業所に対し、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、地域貢献等)の認識ならびに業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を促進します。

③ボランティア

- 災害時におけるボランティア・NPO活動に必要な知識等について講習及び訓練を行い、ボランティアの育成に努めます。
- 大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行います。

④要配慮者・避難行動要支援者対策

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設、ボランティア団体、自治会等多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動に支援を要する避難行動要支援者の情報を収集し、一人ひとりの避難計画である避難支援プラン(個別計画)を策定するとともに、防災関係機関との情報の共有を推進します。
- 要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織が行う防災訓練を支援し、定期的に検証を進めます。また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、自動車の利用など移動手段をあらかじめ確認しておくよう支援します。
- 避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進します。
- 要配慮者が利用する社会福祉施設等に対し、安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう指導・支援するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備します。
- 社会福祉施設等の利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を推進します。
- 観光地を多く有する本市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進します。
- 言語・文化・生活習慣の異なる外国人が、受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努めます。
- 避難所・避難路の標識が観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる標示とし、また、標識への外国語の付記や、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めます。
- 地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備するとともに、多言語による防災知識の普及活動を推進し、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練を検討します。

⑤帰宅困難者対策

- 大規模な災害により帰宅困難者が発生した場合、その安全確保のため、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努めます。

⑥文化財の災害予防対策

- 文化財の災害予防対策については、関係機関と協議し火災報知機、防火用水槽、消火設備の検査を定期的実施し、消火訓練及び文化財の搬出訓練を行う等の対策を講じます。

■ 具体的な取組とスケジュール(2/2) ■

カテゴリー	防災・減災に関する施策	実施主体	実施時期		
			短期 (5年以内)	中期 (10年以内)	長期 (20年以内)
ソフト施策	防災士(防災リーダー)の育成・強化支援	市	→		
	自主防災組織による防災啓発活動の支援	市	→		
	消防団への加入促進・普及啓発活動、消防団員への教育・訓練の支援	市	→		
	地域における避難計画づくりや、地区防災計画策定等手続きの支援	市	→		
	地域主体の防災訓練の支援	市	→		
	防災教育・啓発活動	市	→		
	災害ボランティアの育成	市、ボランティア団体等	→		
	災害ボランティアネットワークとの協力・連携体制等の整備	市、社会福祉協議会	→		
	避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)の策定	市、社会福祉協議会、社会福祉施設、ボランティア団体、自治会等	→		
	社会福祉施設の利用者・入所者の安全確保に関する協力体制の整備	市、社会福祉施設	→		
	観光客・旅行者等の安全確保対策等の検討	市、観光ツーリズム協会	→		
	外国人の安全確保対策、防災知識の普及・啓発等の検討	市	→		
	帰宅困難者向け宿泊所の使用協定締結	市、施設管理者	→		
文化財の災害予防対策	市、文化財管理者	→			

■ 防災指針に掲げる指標一覧(案) ■

指標(案)	現況値	中間値	目標値
住宅の耐震化率	51.6%(H25)	70.9%(R5)	90.0%(R12)
公民館、分館の耐震化率	78.90%(R2)	82.4%(R6)	100.0%(R12)
道路改良延長	709.646km (63.74%) (R1)	714.536km (63.93%) (R6)	720.404km (64.38%) (R12)
補修済橋梁数	2箇所(2.8%)(R1)	18箇所(R6)	72箇所 (100%)(R12)
水道施設(基幹管路)耐震率	13.30%(R1)	17.7%(R6)	35.30%(R12)
防災士数	256人(R2)	310人(R6)	360人(R12)
避難行動要支援者個別計画策定率	46.18%(R2)	65.58%(R6)	100.0%(R12)

現況値の出典：竹田市国土強靱化地域計画

第9章 計画の目標及び評価

9.1 目標指標及び目標値の設定

本計画の実現に向けて、誘導施策による計画の達成状況について進捗管理を行うため、目標指標を設定します。

まちのコンパクト化の評価として、居住誘導及び都市機能誘導に関する目標指標、ネットワーク維持の評価として公共交通に関する目標指標を設定します。

○居住誘導に関する目標指標

今後、本市の人口が減少傾向で推移する中、居住誘導区域への人口の誘導による区域内の人口密度の現状維持を目標として定めます。

目標指標	現況値	中間値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	21.3 人/ha (2015 年)	18.6 人/ha (2020 年)	現状維持 (2045 年)

○都市機能誘導に関する目標指標

都市機能誘導区域内に分布する空き家や空き店舗について、住居以外の用途で再活用した件数を追跡することにより、既存ストックを活用した都市機能の集積について目標を定めます。

目標指標	現況値	中間値	目標値
空き家・空き店舗の再活用数 (住居用途以外)	—	4 件/年 (2024 年: 累積 12 件)	2 件以上/年 (2045 年: 累積 48 件以上)

○公共交通(ネットワーク)に関する目標指標

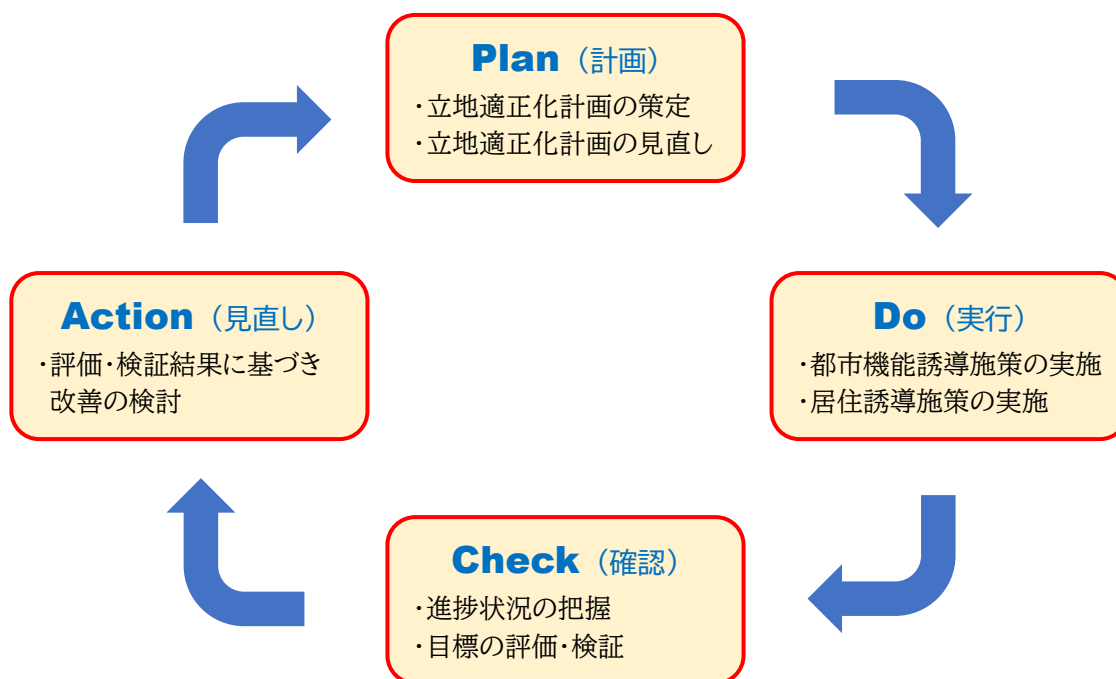
公共交通網の再編や運行形態の見直し等による利便性の向上を図る視点で、現在公共交通を利用できない地区を解消し、公共交通の利用環境の充実に関する目標を定めます。

目標指標	現況値	中間値	目標値
公共交通を利用可能な地区 (自治会)の割合	73.9% (2021 年度)	88.1% (2024 年度)	100.0% (2045 年度)

9.2 計画の進行管理

本計画に記載された施策・事業の取組み状況については、毎年目標指標の進捗についてモニタリングを行うとともに、5年に1回程度を目安に、目標指標の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、社会情勢や広域的な都市・交通施策の影響などの外部環境の変化もとらえながら、PDCA サイクルの考え方に基づき、継続的に計画の評価、見直しを行い、計画の充実を図ります。





竹田市

竹田市立地適正化計画(令和8年3月改定)

編集・発行

竹田市 建設課 都市計画担当
〒878-8555
大分県竹田市大字会々1650 番地
<TEL>0974-63-4848
<URL><https://www.city.taketa.oita.jp/>